

【資料2】

読書活動推進事業業務委託仕様書

I 目的

日頃、本を手にとる機会の少ない県民を主な対象に、イベント等を通じた啓発活動を実施することにより、本に親しむきっかけを提供し、県民の読書率を向上させることを目的とする。

II 業務概要

- 1 読書活動啓発イベントの企画・実施（Ⅲ－1）
- 2 県が実施する「レビューコンテスト」の広報（Ⅲ－2）
- 3 読書活動リトライイベントの企画・実施（Ⅲ－3）
- 4 読書啓発キャンペーンの企画・実施（Ⅲ－4）

III 業務内容

1 読書活動啓発イベントの全体の企画・実施

読書と親和性のある著名人・タレント等による、読書に関する「トークライブ」と「第12回ふるさと秋田文学賞表彰式」を合わせた読書活動啓発イベントを企画し、実施する。また、イベント実施後にその内容を広く広報する。

(1) イベント内容の企画・実施

次のイベント概要を基に内容を企画し、実施すること。

<イベント概要>

名称：「〇〇さんと楽しく読書トークライブ（仮）」

日時：11月1日が「県民読書の日」であることを踏まえて、前後の休日の午後など、多くの参加者が見込まれる日時に開催

会場：秋田市内のホテル等

参加者数：300人から400人程度

参加料：無料

トークライブゲスト：〇〇〇〇氏

総合司会：県内フリーアナウンサー等から選定

イベントの構成：

- 1 文学賞表彰式
- 2 トークライブ
- 3 県で実施している読書活動推進に関する施策の紹介
- 4 文化芸術活動推進につながる展示・実演等の実施

(2) ゲスト及び司会者との出演交渉及び契約

- ① トークライブのゲストには、集客力があり、読書に造詣の深い著名人又はタレント等を起用し、総合司会を行うアナウンサー等を別途起用すること。
- ② ゲスト及び司会者の選定に当たっては、経過を随時県に報告すること。

(3) 会場の確保

- ① 300人から400人程度を収容できる会場を確保すること。

(4) イベント開催の周知

- ① イベント開催のウェブ広告用デザインを作成し、配信すること。
- ② イベントの告知ポスター及びチラシを作成すること。
- ③ チラシを封入の上、県の指示に従い文化施設・商業施設等50か所以上に送付すること。
- ④ 送付用の封筒及び送付状は県が準備する。

(5) 参加申込受付及び問合せ等への対応

イベント参加者は次のとおり事前申込により決定する。

- ① 申込期間を設定の上、募集を行うこと。
- ② 申込多数の場合は、抽選を実施の上、結果（当落）を通知すること。
- ③ イベント内容等に関する問合せ対応を行うこと。

(6) イベント当日の運営、会場の設営、撤去等

- ① イベント当日の運営を行うこと。
- ② 会場の設営（音響、照明等）を行うこと。
- ③ 横看板、案内板等を作成し、設置、撤去を行うこと。
- ④ 座席図、席札の作成、印刷をすること。
- ⑤ 出演者（ふるさと秋田文学賞の選考委員及び受賞者、トークライブゲスト、総合司会等）の控室を用意し、接遇を行うこと。（必要に応じ食事等の手配を行うこと。）
- ⑥ 参加者等の受付を行うこと。
- ⑦ 当日用のプログラムを作成し、参加者に配布すること。
- ⑧ 参加者へのアンケートを実施し、集計及び分析を行うこと。
なお、アンケート項目は県と協議の上決定する。
- ⑨ 必要な感染症対策を行うこと。

(7) イベント実施後の広報の実施

広くイベント内容を周知するための広報を企画し、実施すること。

2 レビューコンテストの広報

(1) 書評募集の広報

県が実施する「レビューコンテスト」（本の書評を募集し優秀書評を表彰するコンテス

ト)の募集をポスター、チラシ及びウェブ広告により広報する。

- ① 告知ポスター及びチラシを作成すること。
- ② ウェブ広告を作成し実施すること。

<レビューコンテスト概要>

名 称：あきたレビュー大賞2025

募集期間：9月1日(月)～10月31日(金)

募集対象：18歳以上(高校生を除く。)で、県内に在住又は勤務する方

募集書評：小説、エッセイ等(漫画・絵本は除く。)を対象とした書評

選考基準：「その本を読みたい」と思わせること

賞 賞：最優秀賞1編(正賞/賞状、副賞/図書カード3万円分)

優秀賞5編(正賞/賞状、副賞/図書カード5千円分)

結果発表：1月下旬に受賞者名を県公式ウェブサイトで発表

表彰式：2月下旬の「読書活動リトライイベント」に合わせて実施

3 読書活動リトライイベントの企画・実施

「聴く読書」をコンセプトとし、オーディオブックの紹介や文学で取り上げられている音楽の生演奏等を行うイベントと「あきたレビュー大賞2025」の表彰式を合わせた読書活動リトライイベントを企画し、実施する。

(1) イベント内容の企画

次のイベント概要を基に内容を企画し、実施すること。

<イベント概要>

目的：仕事や子育て、家事、介護などで時間が取れない、視力の減退により読みづらさを感じているなど、「読む」読書と疎遠になっている県民に対して、「聴く」読書の提案を行うことにより、再び読書に触れてもらうきっかけを提供する。また、同時に「音楽」を入口とした読書の楽しみ方を提案し、読書活動への関心を喚起する。

名称：「音で楽しむ読書(仮)」

分かりやすく、親しみやすい名称を提案すること。

日時：2月下旬の土日祝日の午後など、多くの参加者が見込まれる日時に開催

会場：横手市内(予定)

参加者数：100人から200人程度

参加料：無料

イベントゲスト：音楽活動に取り組む県民又は団体から選定

総合司会：県内フリーアナウンサー等から選定

内容：

- 1 レビュー大賞表彰式

2 リトライイベント

① オーディオブックの紹介

② 音楽が取り上げられている作品（3作から5作を想定。）の紹介、朗読及び対象楽曲の生演奏等

※生演奏を原則とし、CD等の音源使用は極力控えること。

3 読書啓発キャンペーン（4参照）の紹介

(2) ゲスト及び司会者との出演交渉及び契約

① ゲスト及び司会者の選定に当たっては、経過を随時県に報告すること。

(3) 会場の確保

① 100人から200人程度を収容できる会場を確保すること。

(4) イベント開催の周知

① イベントの告知ポスター及びチラシを作成すること。

② チラシを封入の上、県の指示に従い文化施設・商業施設等50か所以上に送付すること。

③ 送付用の封筒及び送付状は県が準備する。

(5) 参加申込受付及び問合せ等への対応

イベント参加者は次のとおり事前申込により決定する。

① 申込期間を設定の上、募集を行うこと。

② 申込多数の場合は、抽選を実施の上、結果（当落）を通知すること。

③ イベント内容等に関する問合せ対応を行うこと。

(6) イベント当日の運営、会場の設営、撤去等

① イベント当日の運営を行うこと。

② 会場の設営（音響、照明等）を行うこと。

③ 横看板、案内板等を作成し、設置、撤去を行うこと。

④ 座席図、席札の作成、印刷をすること。

⑤ 出演者（レビュー大賞の選考委員及び受賞者、イベントゲスト、総合司会等）の控室を用意し、接遇を行うこと。（必要に応じ食事等の手配を行うこと。）

⑥ 参加者等の受付を行うこと。

⑦ 当日用のプログラムを作成し、参加者に配布すること。

⑧ 参加者へのアンケートを実施し、集計及び分析を行うこと。

なお、アンケート項目は県と協議の上決定する。

⑨ 必要な感染症対策を行うこと。

4 読書啓発キャンペーンの企画・実施

書店等において、レビューコンテストの受賞書評が取り上げた書籍及び読書活動リトライイベントで取り上げた書籍の紹介を中心としたキャンペーンを行う。

(1) キャンペーン内容の企画

- ① 分かりやすく、親しみやすい名称を提案すること。
- ② 県内の多くの書店等に参加してもらえるような内容とすること。
- ③ 実施時期はレビュー大賞の結果発表後とし、読書リトライイベントと相乗効果を得られるように実施すること。

(2) キャンペーン実施のためのPOP等の作成及び送付等

- ① キャンペーン用のPOP等を作成すること。
- ② キャンペーン用のPOP等を、県の指示に従い書店等に送付すること。
- ③ 送付用の封筒及び送付状は県が準備する。

5 独自提案

各業務内容において事業効果を高める独自の提案を盛り込むこと。

IV 業務に関する費用

この業務の費用のうち、県が負担する項目は次のとおりとし、これ以外の経費については委託契約に含まれるものとする。

1 ふるさと秋田文学賞表彰式にかかる次の費用

- (1) 表彰状、副賞、選考委員及び受賞者旅費

2 レビュー大賞2025表彰式にかかる次の費用

- (2) 表彰状、副賞、選考委員及び受賞者旅費

V 経費見積書の提出

- 1 見積書には、IVに記載した費用を除いたこの業務に係る金額を記載すること。
- 2 見積書には、税抜額及び消費税額、税込額を明記すること。

VI その他この業務に必要な事項

- 1 この業務が完了するまでの間、進捗状況の報告、問題点の協議・解決、この業務履行に必要な事項の打ち合わせを行うこと。
- 2 この業務履行のため、県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供するものとする。ただし、この業務以外の目的のための使用や、第三者への提供は禁止する。
- 3 この仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、県と受託者が協議して決定する。

VII 契約に関する条件等

1 契約額

この業務委託の契約額には、上記IV以外のこの業務委託に関する一切の経費を含むものと

する。

2 業務の再委託

(1) 受託者は、この業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、この業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は県に対し、再委託先、再委託する内容等を事前に書面にて提出し、あらかじめ県の承諾を得ること。

(3) 受託者は、(2)により再委託する場合は、秋田県内に主たる事業所を有する者の中から再委託先の相手方を選定すること。

Ⅷ 権利の帰属等

1 この業務により制作された成果物及び資料の著作権は、県に帰属する。

2 県は、この業務により制作された成果物及び資料利用を可能とする。

3 受託者は、県の承諾なくこの業務により制作された成果物及び資料を流用することができないものとする。

Ⅸ 機密の保持

受託者は、この業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良な管理者の注意義務をもってその情報を管理・保持するものとする。契約終了後も同様とする。

Ⅹ 関係法令の遵守

受託者は、この業務を履行する上で、著作権、肖像権、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、受託者の責任においてこれを処理すること。